

## 防火・防災委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県自治会館防火・防災管理規程（平成18年訓令第5号。以下「規程」という。）第5条の規定により設置する防火・防災委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、規程第2条第1号に規定する館内総括責任者をもって充てる。

3 副委員長は、規程第3条に規定する防火・防災管理者をもって充てる。

4 委員は、規程第4条に規定する防火・防災責任者（新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の防火・防災責任者を除く。）をもって充てる。

(委員長の職務及び職務代行)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）のときは議長となる。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて会議を招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 消防計画の作成及び運用に関する事項
- (2) 自衛消防隊の編成及び運用に関する事項
- (3) 消防訓練の実施に関する事項
- (4) その他防火・防災管理上必要な事項

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、組合人事会館課において行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。